

## ○新潟市清掃審議会規則

昭和 41 年 3 月 31 日

規則第 11 号

注 平成 4 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市清掃審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
  - (2) 市民
  - (3) 関係行政機関の職員
- (平 15 規則 43・一部改正)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 15 規則 43・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(平 4 規則 18・平 17 規則 98・平 19 規則 142・一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。  
(平 17 規則 218・旧附則・一部改正)  
(合併に伴う特例)
- 2 平成 17 年 10 月 10 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間における第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「15 人」とあるのは、「20 人」とする。  
(平 17 規則 218・追加)
- 3 平成 17 年 10 月 10 日に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 9 月 30 日までとする。  
(平 17 規則 218・追加)

附 則(昭和 44 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 45 年規則第 45 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 12 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 17 号)

この規則は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 4 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年規則第 18 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 98 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成 17 年 3 月 21 日から、第 2 条及び次項から附則第 7 項までの規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則(平成 17 年規則第 218 号)
- この規則は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。
- 附 則(平成 19 年規則第 142 号)
- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。